

国民健康保険の第三者行為求償事務の充実を求める意見書

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）の行為によって受けた傷病の医療費は、その第三者が賠償の責任を負うことになる。国民健康保険法等により、被害者が国民健康保険で治療を受けた場合、保険者は加害者に代わり一時的に治療費を立て替えて支払い、後日加害者にその立て替え分を請求することとなるが、その場合、被害者は保険者に「第三者行為による傷病届」を提出する必要がある。

本市でも、第三者行為であることが判明した場合、被害者に傷病届の提出を依頼しているが、その必要性が理解されにくいほか、事務処理が煩雑なこともあり、提出までに多大な時間と労力を費やしている。

そのような中、健康保険組合連合会と一般社団法人日本損害保険協会（以下、「損保協会」）との間で、「交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め」が締結され、損害保険会社が、被害者に代わって保険者に傷病届を提出することが可能となった。このことは、事務の簡素化や傷病届の提出促進という観点から大変有効である。

よって、政府においては、国民健康保険の保険者と損保協会との間でも同様の取り決めを締結することが必要不可欠であることを踏まえ、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 事務の簡素化、傷病届の提出促進等が図られるよう、早急に損保協会と協議し、標準的な事務処理や様式を定めること。
- 2 その結果を各保険者に通知し、損保協会との「交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め」の締結を働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道所属議員全員及び無所属金子やすゆき議員